

届出制の採用について

1 悪意のある事業者は届け出ないので実効性に疑問があるのではないか

法令が遵守されるかどうかということと、誰に義務を課せば目的が達成されるか（ここでは出会い系サイト事業者の特定）ということは分けて考えるべきではないか。

法令が遵守されることを前提に考えており、「悪意のある事業者は届け出ない」という発想ではあらゆる届出制が意味をなさないことになるのではないか。無届けは罰則によって担保されるので、届出が促されるのではないか。

2 広汎な規律を課す届出制でなく、契約者情報を保有している者に（協力を）求めるといった限定的な対処とすべきではないか

出会い系サイト事業者を特定するコストは児童の被害防止に対する責任のより大きい者（出会い系サイト事業者）が負担すべきではないか。関係者の協力を求める場合、プロバイダ、レンタルサーバ会社、金融機関といった出会い系サイトによる被害と関連性が希薄な第三者に対してまで負担を課すこととなるのではないか。

我が国の行政権が及ばない場合や関係者が契約者情報を保有していない場合には、サイト開設者の特定ができないのではないか。【別紙1】

なお、届出制であればこれらの把握も可能。

事業者が海外サーバを利用している場合（ ）

（ ）(株)スタービーチ提出意見では、規制強化により悪質な事業者が（行政権が及ばない）海外にサーバを置く可能性を指摘。

事業者が無料レンタル掲示板（サーバ）を利用している場合（無料レンタル掲示板は本名等を示さずとも利用可能）（ ）

（ ）出会い系サイト上の不正誘引についてインターネットホットラインセンターによる削除要請の対象となったサイトの多くが無料レンタル掲示板を利用。

プロバイダやサーバ管理者と契約している者が特定できたとしても、その者が仲介者等であって必ずしもサイト開設者（事業者）と一致しない場合もあるのではないか。

届出を通じてあらかじめ事業者を把握できることにより、速やかな行政処分が可能となり、法目的の達成に資するのではないか。

出会い系サイト事業者を特定できないパターン

出会い系サイト事業者特定の流れ

出会い系サイト事業者の連絡先がわからない。

当該出会い系サイトのURLを基に公開情報から当該サイトのサーバにIPアドレスを付与しているISPの連絡先等が分かる。

以下のパターンへ。

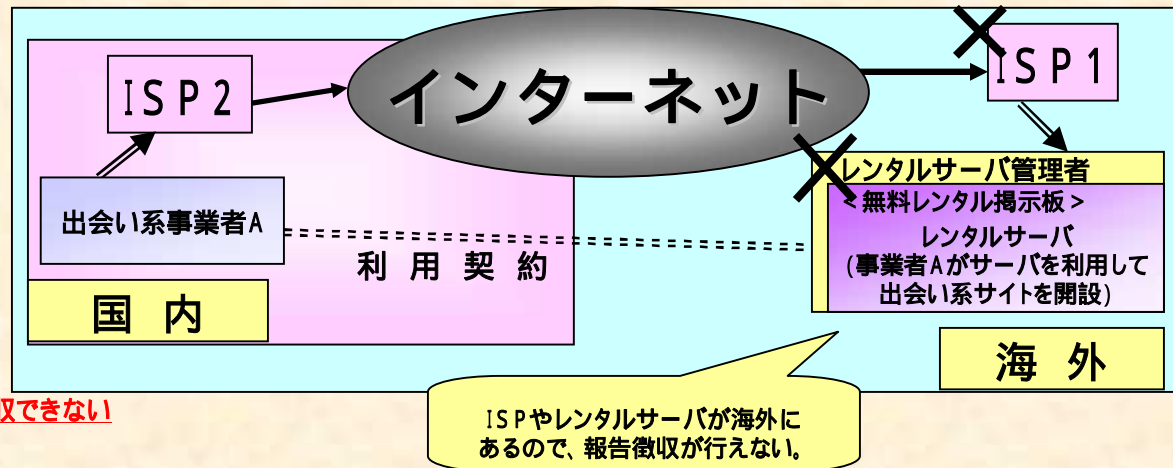
ISP …インターネットサービスプロバイダ。契約したユーザーがインターネットを利用できるサービスを提供する。
(例、IPアドレスの付与、インターネットへ接続するための設備の提供)

我が国の行政権が及ばない場合 (海外にサーバがある等)

サーバが海外にあるため、
出会い系事業者は特定できない

- ✗ 報告徴収(第1段階)
対象者:ISP1
報告徴収事項:レンタルサーバ管理者の氏名(名称)、住所等
- ✗ 報告徴収(第2段階)
対象者:レンタルサーバ管理者
報告徴収事項:出会い系事業者の氏名、住所等

報告徴収できない



関係者が契約者情報を保有していない場合 (無料レンタル掲示板等)

レンタルサーバ(無料レンタル掲示板)管理者が、
出会い系事業者の氏名等を把握していない場合は、
出会い系事業者を特定できない。

- (第1段階)
対象者:ISP1
報告徴収事項:レンタルサーバ管理者の氏名(名称)、住所等
- ✗ 報告徴収(第2段階)
対象者:レンタルサーバ管理者
報告徴収:出会い系事業者の氏名、住所等

報告徴収事項が判明しない

